

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
警察本部 地域部 第一方面機動警ら隊	<p>管内出張について、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（定期券認定経路）と重複する区間があったが、旅費の減額調整がされておらず、過誤払となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="581 590 1555 768"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張日</th> <th>既支給旅費額</th> <th>正規支給旅費額</th> <th>過誤払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年 9月13日</td> <td>1,180円</td> <td>410円</td> <td>770円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額	A	令和4年 9月13日	1,180円	410円	770円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 （旅費の調整） 第43条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>【大阪府警察職員の旅費に関する要綱】 第5 旅費額の計算及び運賃等の調整 6 その他 (3) 旅行の経路が、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（以下「定期券認定経路」という。）と重複する場合は、その重複する区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、一の旅行区間に定期券認定経路と重複する区間がある場合で、その重複する区間において乗車又は降車のいずれも行わないときは、この限りでない。</p> </div>	<p>検出事項については、減額調整を行い、過誤払となっていた旅費を戻入した。</p> <p>検出事項が発生した原因については、担当者が旅費システムの精算登録時に、該当区間について自動減額調整されない注意喚起のメッセージを見逃し、手入力に変更していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。</p>
職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額									
A	令和4年 9月13日	1,180円	410円	770円									